

長与町スポーツ協会賛助会規程

(名称)

第1条 本会は、長与町スポーツ協会賛助会と称する。

(目的)

第2条 本会は、長与町スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)の事業活動を推進するために賛助することを目的とし、スポーツ協会規約第5条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、本会賛助会員に関する必要な事項を定める。

(会 員)

第3条 本会の目的に賛同する個人及び団体、企業を対象とする。

(入 会)

第4条 入会は、入会申込書(別紙)を提出する。

(退 会)

第5条 退会は、次によることとする。

- (1)退会の申し出による。
- (2)会費が未納の場合は、退会とみなす。

(会 費)

第6条 会費は年会費制とし、1口の金額は、次のとおりとする。

- (1)個人 3,000円
- (2)団体及び企業 5,000円

(会費納入)

第7条 会費の納入等は、次によることとする。

- (1)会費は、原則として毎年6月末日までに納入する。
ただし、年度途中入会の場合は、入会申し込み後一箇月以内に納入する。
- (2)納入した会費は、返還しない。

(会計年度)

第8条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第9条 本会員に対してスポーツ協会が作成、発行する資料等は、随時送付することとする。

附 則

本規程は、平成16年4月1日から施行する。
令和3年4月1日から一部改正施行する。